

埼玉県建築物環境配慮計画 作成マニュアル



埼玉県

目次

はじめに	3
1. 埼玉県建築物環境配慮制度について	4
1.1 制度の概要	4
1.2 制度の根拠規定等	4
2. CASBEE について	5
2.1 CASBEE とは	5
2.2 CASBEE の用途区分	7
3. CASBEE 埼玉県について	8
3.1 CASBEE 埼玉県とは	8
3.2 CASBEE 埼玉県における重点項目	11
3.3 重点項目の評価	12
2.4 コージェネレーションシステムの導入検討	13
4. 再生可能エネルギーを利用するための設備の導入についての検討	18
5. 特定建築物環境配慮計画の提出	23
6. 特定建築物環境配慮計画書等の公表	27
資料編	
1. 埼玉県地球温暖化対策推進条例	28
2. 埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則	28
3. 届出様式	36
4. 埼玉県地球温暖化対策推進条例の規定に基づく「建築物対策指針」	39

(参考)

関係する県の条例は、埼玉県のホームページからご覧ください。

埼玉県ホームページ

[ホーム](#) > [県政情報・統計](#) > [法規集・要綱](#) > [埼玉県法規集データベース](#)

「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」

「埼玉県福祉のまちづくり条例」

「埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例」

はじめに

建築物は、建築に伴う資源の利用や建物の使用に伴う照明や空調等によるエネルギー消費、解体の際の廃棄物の発生など、そのライフサイクルを通じて環境に様々な影響を与えています。

また、建築物は一度建築されると長期にわたって使用され、エネルギー消費量を削減するためには新築や増築の機会をとらえて省エネルギー等の建築物の環境性能を高めることが重要です。

埼玉県では、「埼玉県地球温暖化対策推進条例」に基づき、平成21年10月1日から「埼玉県建築物環境配慮制度」を実施しています。

この制度は、建築物の省エネルギー、省資源・リサイクル、周辺環境への配慮や緑化対策など、総合的な環境配慮の取組を促すとともに、取組の内容について提出を求め、その概要を公表する制度です。

環境配慮の取組の評価にあたっては、国の支援のもと産官学共同プロジェクトとして開発された「建築環境総合性能評価システム（CASBEE：Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency）」を活用します。

「CASBEE」は、建築物の環境品質と環境への負荷を総合的に評価するシステムで、「CASBEE-建築（新築）」を基本として、埼玉県の環境施策等における取組を踏まえて一部編集し直した評価システムが「CASBEE 埼玉県」です。

この「CASBEE 埼玉県」により環境配慮の取組を自己評価していただくとともに、一定規模以上（床面積の合計が2,000㎡以上）の建築物については「特定建築物環境配慮計画」を作成し、提出していただきます。

本マニュアルは、建築主や設計者の方々に制度の仕組みについて紹介し、環境配慮の取組を積極的に進めていただくために作成しました。この制度の趣旨を御理解いただき、環境配慮の取組が広く普及していくことを期待します。

1. 埼玉県建築物環境配慮制度について

1.1 制度の概要

埼玉県建築物環境配慮制度の概要は以下のとおりです。

- 建築主は、埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づく建築物対策指針（以下、「建築物対策指針」とします。）に基づき、建築物の新築、増改築等を行う場合、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、必要な措置を講じるよう努めていただきます。（参照 P42）
- 県内（さいたま市及び川越市の区域を除く）に、床面積の合計が2,000㎡以上の建築をしようとする建築主は、環境配慮の取組などを記載した「特定建築物環境配慮計画」を作成し、工事着手予定日の21日前までに知事に提出することとしています。増築または改築の場合は、当該増築または改築に係る床面積の合計が2,000㎡以上の場合が対象となります。
- 「特定建築物環境配慮計画」の作成にあたっては、環境配慮の取組を「CASBEE 埼玉県」により評価するとともに、「建築物対策指針」に基づき「再生可能なエネルギーを利用するための設備の導入」について検討し、その結果をあわせて提出していただきます。
- 県は、提出された「特定建築物環境配慮計画」の概要を県及び熊谷市のホームページで公表します。

※ 「再生可能エネルギー」とは、埼玉県地球温暖化対策推進条例及び同条例施行規則に定めるとおり、太陽光、風力、太陽熱、水力、地熱、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）を熱源とする熱などです。

1.2 制度の根拠規定等

埼玉県建築物環境配慮制度は、「埼玉県地球温暖化対策推進条例」（31 ページ以降を参照してください。）に位置付けられています。

- 建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等（第 18 条）
- 建築物対策指針の策定（第 19 条）
- 特定建築物環境配慮計画の作成等（第 20 条）
- 特定建築物環境配慮計画に係る工事の完了の届出（第 21 条）
- 特定建築物環境配慮計画等の公表（第 22 条）

2. CASBEE について

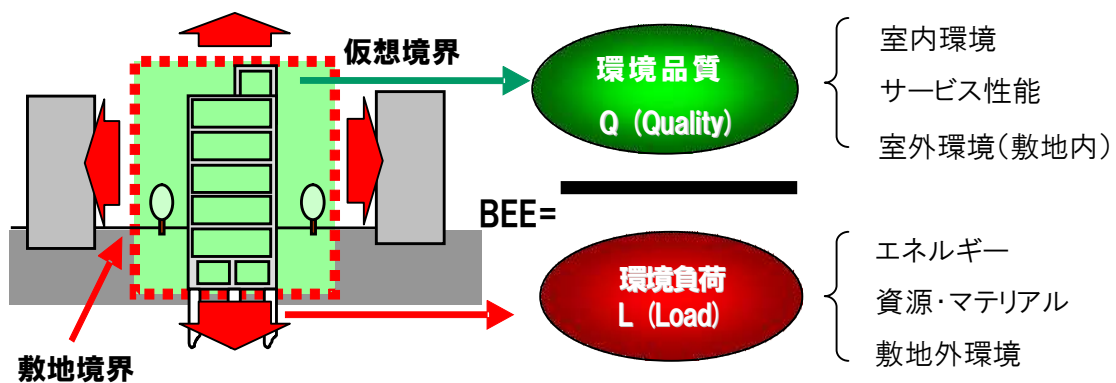
2.1 CASBEE とは

CASBEE（建築環境総合性能評価システム）は、“Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency”の略称であり、平成15年に国土交通省の支援のもとに産官学の連携により開発された評価システムです。

CASBEEは、省エネや省資源・リサイクル性能といった環境負荷削減の側面はもとより、室内の快適性や景観への配慮といった環境品質の向上といった側面も含めた、建築物の環境性能を総合的に評価するものです。

CASBEEによる評価結果は「Sランク（素晴らしい）」から「Aランク（大変良い）」、「B+ランク（良い）」、「B-ランク（やや劣る）」、「Cランク（劣る）」の5段階に格付けされます。

CASBEEでは、評価項目を敷地境界等によって定義される「仮想境界」で区分された内外2つの空間それぞれに関係する2つの要因「Q（Quality）建築物の環境品質」と「L（Load）建築物の外部環境負荷」に分類し、それぞれ評価します。



より良い環境品質(Q)の建築物を、より少ない環境負荷(L)で実現するための評価システム

建築環境性能効率BEE

Q（建築物の環境品質）の評価項目

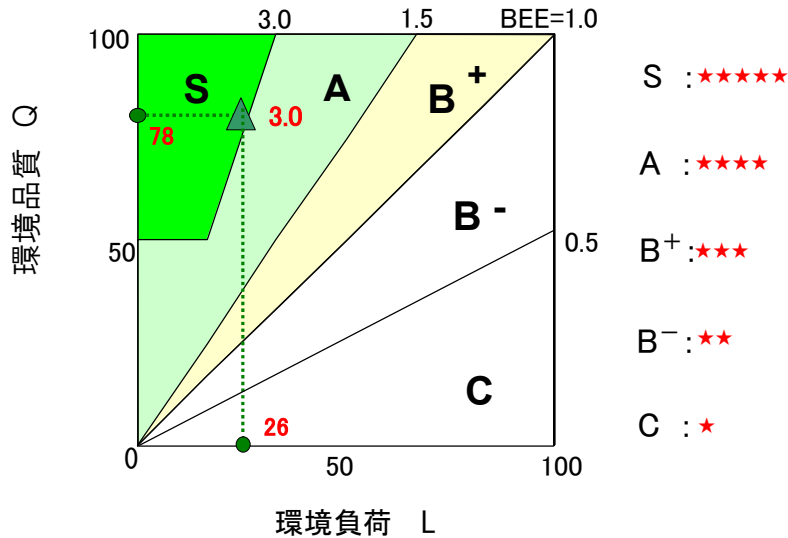
- Q1：室内環境（音環境、温熱環境、光・視環境、空気質環境）
- Q2：サービス性能（機能性、耐用性・信頼性、対応性・更新性）
- Q3：室外環境（生物環境の保全と創出、まちなみ・景観への配慮等）

L（建築物の外部環境負荷）の評価項目

- LR1：エネルギー（建物の熱負荷抑制、自然エネルギー利用、設備システムの高効率化等）
- LR2：資源・マテリアル（水資源保護、非再生性資源の使用量削減、汚染物質含有材料の使用回避）
- LR3：敷地外環境（地球温暖化への配慮、地域環境への配慮、周辺環境への配慮等）

CASBEE の評価結果は、Q（環境品質）を L（環境負荷）で割り算した BEE（建築物の環境効率）によって求めます。BEE は、縦軸に Q、横軸に L をとったグラフとして以下のように表示されます。

原点（Q=0、L=0）と Q 値、L 値の座標点を結ぶ直線の傾斜が BEE 値を示します。Q 値が高く、L 値が低いほどこの傾斜が大きくなり、より環境に配慮したサステイナブルな建築と評価できます。



BEEは、QとLRの得点SQ、SLRに基づき、以下の式で求められます。

$$BEE = \frac{Q: \text{建築物の環境品質}}{L: \text{建築物の環境負荷}} = \frac{25 \times (SQ - 1)}{25 \times (5 - SLR)}$$

また、グラフ座標上で縦軸のQ値と横軸のL値でプロットされる環境効率の位置により、SランクからCランク5段階の建築物環境効率ランキングが表示されます。なお、それぞれのランクは分かり易いように星印の数で表現されます。

※環境負荷(L)と環境負荷低減性(LR)

環境負荷(L)は小さい方が望ましいのですが、建築物の環境性能を総合的に評価する時は、環境品質(Q)の大きい方が評価が高くなるのにあわせて、その環境負荷を低減する取り組み、すなわち環境負荷低減性(LR)の大きい方が高い評価になるようにそろえています。したがって、BEE値を計算する時は(L)、各項目の評価の際は(LR)と使い分けていますのでご注意ください。

BEE値によるランクと評価の対応

ランク	評価	BEE 値ほか	ランク表示
S	Excellent 素晴らしい	BEE=3.0 以上、Q=50 以上	★★★★★
A	Very Good 大変良い	BEE=1.5 以上 3.0 未満	★★★★
B ⁺	Good 良い	BEE=1.0 以上 1.5 未満	★★★
B ⁻	Fairly Poor やや劣る	BEE=0.5 以上 1.0 未満	★★
C	Poor 劣る	BEE=0.5 未満	★

2.2 CASBEE の用途区分

次の表に基づき、建物用途区分を分けて評価を行ってください。

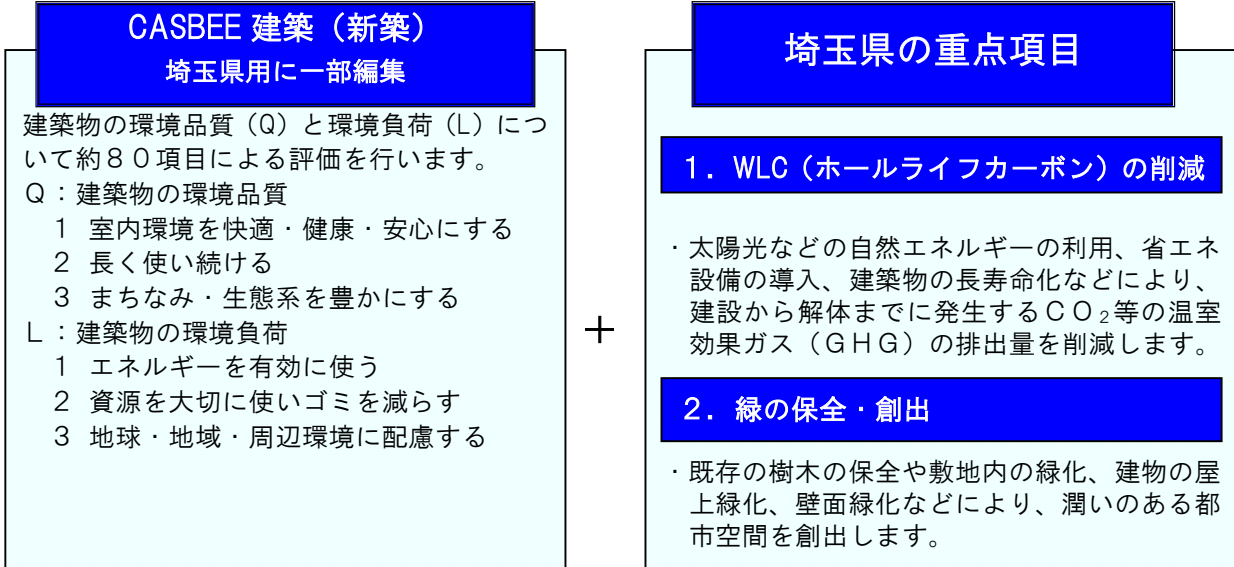
用途区分	建物用途名	適用	適用外	含まれる用途	類似する用途
非住宅系用途	事務所	事	事	事務所・庁舎・郵便局など	保健所・学習塾
	学校	学	学	小学校・中学校・高等学校・大学・高等専門学校・専修学校・各種学校など	幼稚園・保育園
	物販店	物	物	百貨店・マーケットなど	理髪店・美容院などのサービス店舗
	飲食店	飲	飲	飲食店・食堂・喫茶店など	
	集会所	会	会	公会堂・集会場・ボーリング場・体育館・劇場・映画館・図書館・博物館・ぱちんこ屋・展示施設など	寺院・ダンスホール・その他の競技場
	工場	工	工	工場・車庫・倉庫・観覧場・卸売市場・電算室など	危険物取扱所・畜舎
住宅系用途	病院	病	病	病院・老人ホーム・身体障害者福祉ホームなど	診療所
	ホテル	ホ	ホ	ホテル・旅館など	
	集合住宅	住	住	集合住宅など(戸建ては対象外)	

注記

- ① 一敷地内に、複数棟ある場合は、一棟ごとに特定建築物に該当するかを判定し、一棟ごとに建築物環境配慮計画書(様式第5号)を作成してください。
 様式第5号の床面積の合計欄及び評価ソフトの建築面積、延床面積も一棟ごとの面積(駐輪場等の付属棟の面積は含めない)を記入してください。
 「Q-3 室外環境(敷地内)」、「LR-3 敷地外環境」の評価項目については、敷地全体での評価を行うこととしてください。ただし、敷地が道路等によって複数に分かれる場合は、それぞれで評価を行ってください。
- ② 工場に区分される用途の場合、Q-1及びQ-2-1の評価では、主に居住エリア(執務スペース等)を評価の対象とし、生産エリアは評価対象外とします。居住エリアがない場合は、Q-1の全項目とQ-2-1については、評価対象外とします。
 当該工場のうち2割に満たない面積を持つ事務所については、主用途である生産エリアに含めて評価を行ってもよいこととします。

3. CASBEE埼玉県について

「CASBEE埼玉県」は、「CASBEE建築（新築）」を基本として埼玉県の政策等を踏まえて編集し直したシステムです。「CASBEE建築（新築）」の評価項目の一部について、関係する県の条例の内容を反映した評価基準を用いています。また、県の環境施策等を踏まえて設定した2つの重点項目に対する取組を評価することとします。



3.1 CASBEE 埼玉県とは

CASBEE 埼玉県の評価は、「CASBEE 建築（新築） 評価マニュアル」と「埼玉県建築物環境配慮計画作成マニュアル」（本マニュアル）を利用して行っていただきます。

評価マニュアル及び本マニュアルに示される各評価項目について、レベル1～5の採点基準が設けられていますので、各基準に従って該当するレベルを選択してください。

各評価項目のレベルに各評価項目ごとに定められた重み係数を乗じて点数化されます。

建築物の環境品質に係る要素（Q）を分子に、外部への環境負荷に係る要素（L）を分母にして表される数値＝建築物の環境性能効率（BEE）により、建築物の総合環境性能を評価します。

（1）評価に必要なもの

表.省エネ算定基準と適用ソフト

省エネ性能の算定方法等		コージェネレーションシステムの導入検討
非住宅	標準入力法・主要室入力法	要
	モデル建物法	不要
住宅		要

埼玉県建築物環境配慮計画作成マニュアル

■ 「CASBEE 建築（新築）評価マニュアル」の入手方法

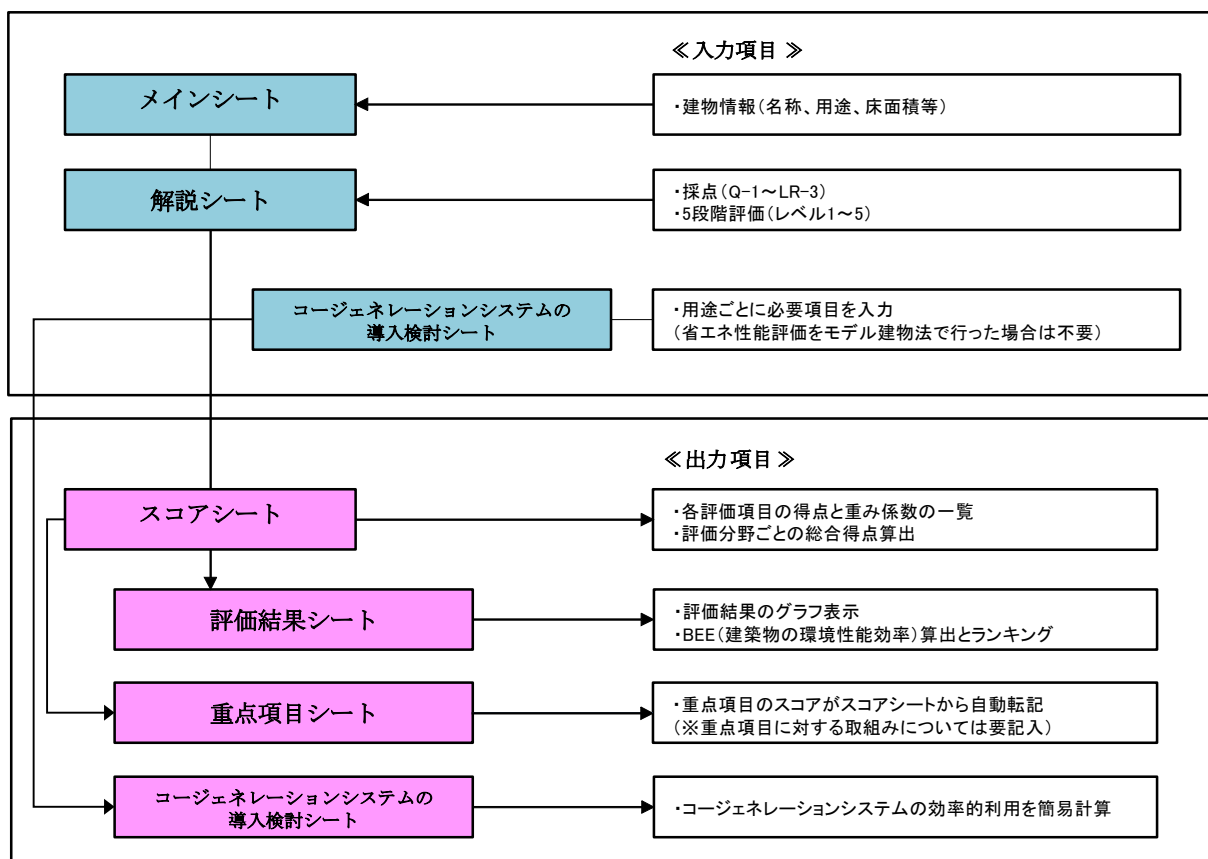
「CASBEE 建築（新築）評価マニュアル」は、一般財団法人 住宅・建築 SDGs 推進センターのホームページから購入できます。

■ 「CASBEE 埼玉県」の入手方法

「埼玉県建築物環境配慮計画作成マニュアル」（本マニュアル）及び「CASBEE 埼玉県評価ソフト」、「重点項目シート」は、埼玉県のホームページからダウンロードできます。

ホーム > くらし・環境 > まちづくり > 建築・不動産
> 建築物の環境配慮 > 埼玉県建築物環境配慮計画書様式等

(2) CASBEE 埼玉県の構成



※ 本制度では、CASBEE埼玉県による評価のほかに、再生可能エネルギーを利用するための設備の導入について検討し、その検討結果を提出していただきます。詳しくは18ページ以降の「再生可能エネルギーを利用するための設備の導入についての検討」をご覧ください。

(3) シートへの入力について

解説シートでは、評価項目ごとにレベル1からレベル5までの5段階の採点基準を解説するとともに、採点も可能となっています。入力欄のプルダウンメニューから、レベル1からレベル5を選択してください。この採点結果は自動的に「スコアシート」の評価点欄に反映されます。

スコアシートでは、レベル4、5となる評価を行ったすべての項目について、「環境配慮設計の概要記入欄」に評価の根拠となる配慮事項を具体的に記述してください。

また、レベル4、5の採点を行った項目及び重点項目を中心として、特定建築物環境配慮計画作成の根拠となる資料を求めます。

(4) CASBEE埼玉県の評価にあたり留意が必要な評価項目

次の2項目については、関連する埼玉県の条例による基準を指標として評価を行っていただきます。

① Q2 サービス性能 (1.1.3 バリアフリー計画)

県では、バリアフリー法（「高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律」）に基づく「埼玉県建築物バリアフリー条例（埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例）」と「埼玉県福祉のまちづくり条例」を制定し、バリアフリーに係る整備基準について定めています。

この2つの条例に定める整備基準を評価指標として「1.1.3 バリアフリー計画」を評価します。

② Q3 室外環境【敷地内】（1. 生物環境の保全と創出）

県では、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」を制定し、樹木の緑化面積の算定基準や、建築物の屋上や壁面を緑化した場合の緑化面積の算定基準を定めています。

緑化面積の算定にあたっては、これらの算定基準によるものとします。

(5) 使用ソフトに対応した入力等解説（別冊）

(4)の2評価項目については、別冊で作成しました。使用ソフトに併せて別途ダウンロードしてください。

CASBEE埼玉県のバージョン	全国版 CASBEE評価マニュアル	埼玉県版への編集部分の 解説等
CASBEE埼玉県2015年版	CASBEE建築（新築） 評価マニュアル（2014年版）	CASBEE埼玉県2015年版 評価マニュアル
CASBEE埼玉県2016年版	CASBEE建築（新築） 評価マニュアル（2016年版）	CASBEE埼玉県2016年版 評価マニュアル
CASBEE埼玉県2024年版	CASBEE建築（新築） 評価マニュアル（2024年版）	CASBEE埼玉県2024年版 評価マニュアル

3.2 CASBEE 埼玉県における重点項目

「CASBEE 埼玉県」では県の環境施策等を踏まえ、以下の2つの重点項目を設けました。建築物の新築や増改築にあたっては、特に配慮いただくことを期待しています。

重点項目 1 WLC（ホールライフカーボン）の削減

建築物は長期間にわたって生活や事業活動の本拠となることから、その環境性能は将来の環境負荷を決定する大きな要因となります。

したがって、建物を建てる時点で環境への配慮を行うことが重要になります。

特に業務部門で二酸化炭素排出量が高い伸びを示しており、業務系ビルにおける環境性能の向上が求められます。

建築物のライフサイクルは、建設、利用、改修、解体・処分などに分けられ、その様々な段階で地球環境に影響を与えます。

たとえば、建設時には建材の製造、現場までの輸送、現場で使う重機などで資源やエネルギーを使います。また、使用時には冷暖房、給湯、照明などでエネルギーを消費します。最後の解体の時にも解体工事と解体材の処分にエネルギーを使います。

そこで、太陽光、太陽熱などの自然エネルギーの利用、建築物の長寿命化の取組、リサイクル材の活用、省エネ設備の導入などにより、建設から解体するまでに建築物から発生するCO₂等の温室効果ガス(GHG)の排出量を削減することが重要となります。

重点項目 2 緑の保全・創出

埼玉県には、武蔵野の面影を残す平地林、豊かに広がる田園と屋敷林、水と緑に彩られた大小の河川など、長年にわたり人々に親しまれてきた身近な緑が多く残されています。

しかし、人口の増加や土地利用の変化により、こうした緑が年々失われつつあります。

都市の緑は、ヒートアイランド現象の緩和や、潤いとやすらぎのある都市景観の形成、防災機能の向上など多くの効果をもたらしています。また、多様な生物の生息・生育環境としても貴重な役割を果たします。

緑地が少ない都市部では、限られたスペースを有効に活用して緑化を推進していく必要があります。

県では、新たな緑の創出を推進していくため、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」を定め、建築時の緑化基準を定めるとともに、建築確認申請前に緑化計画を作成し届出を行っていただく「緑化計画届出制度」を実施しています。この制度では、樹木や芝による地上部の緑化だけでなく、建物の屋上、壁面、ベランダ等の緑化なども含めた総合的な緑の創出に係る取組を評価しています。

この制度により、都市部の緑化の推進への効果は見られるものの、十分な状況とは言えず、ヒートアイランド現象の顕在化をはじめとする都市環境の改善が依然として求められています。そこで、県では「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」の一部を改正し、平成24年4月から緑化計画届出の対象敷地面積が3,000㎡以上から1,000㎡以上と裾野を広げることとしました。この改正により都市部の緑の創出の更なる推進を目指します。

3.3 重点項目の評価

重点項目の評価は以下に示す「重点項目シート」により行います。評価ソフト内の当該シートに自動転記されますので、出力して他のシートとともに添付してください。

CASBEE埼玉県 重点項目シート

■使用評価ソフトバージョン: **CASBEE埼玉県2024年版** :入力欄
※青色セルに必要事項を入力してください。

1 建物概要

建物名称	〇〇ビル	BEE	#####	BEEランク	#VALUE!
------	------	-----	-------	--------	---------

2 重点項目の評価

WLCの削減のスコア	+	緑の保全・創出のスコア	=	#####
#VALUE!		3.0		

重点項目の各スコアの合計点

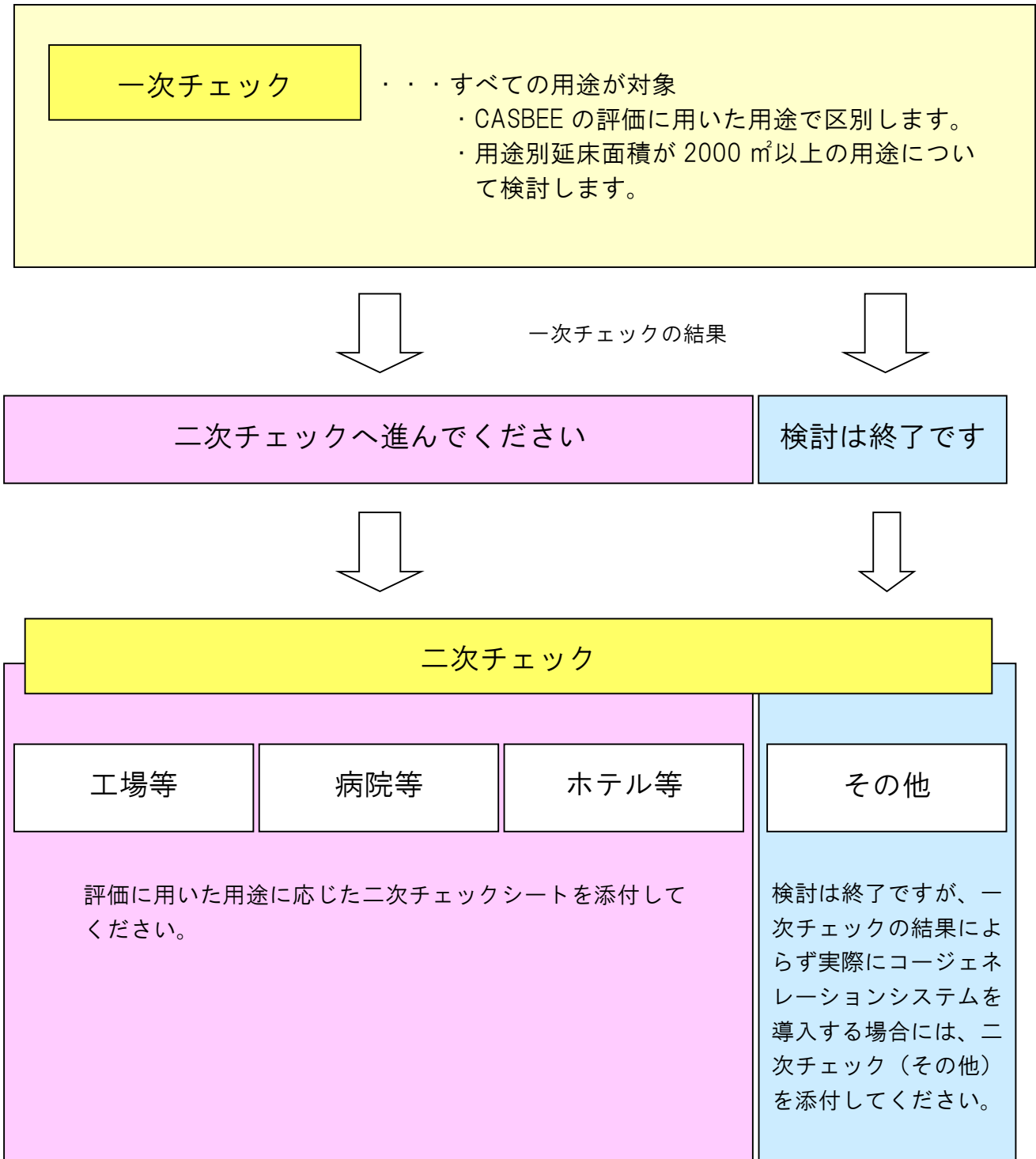
がんばろう 6.0未満 	良い 6.0以上 	非常によい 6.8以上 	すばらしい 8.0以上
--------------------	-----------------	--------------------	--------------------

3 重点項目についての環境配慮概要

(1) WLCの削減	スコア平均	
#####		
<CASBEE埼玉県の対応する配慮項目とスコア>		
LR3 敷地外環境対策	1. 地球温暖化への配慮	スコア
		#####
<配慮した内容を記述>		
(2) 緑の保全・創出	スコア平均	
3.0		
<CASBEE埼玉県の対応する配慮項目とスコア>		
Q3 室外環境(敷地内)	1. 生物環境の保全と創出	スコア
		3.0
Q3 室外環境(敷地内)	3. 2 敷地内温熱環境の向上	スコア
		3.0
LR3 敷地外環境	2. 2 温熱環境悪化の改善	スコア
		3.0
<配慮した内容を記述>		

3.4 コージェネレーションシステムの導入検討

平成25年度及び平成28年度省エネルギー基準に準拠した計算方法のうち、モデル建物法以外の算定方法で計算を行った場合については、コージェネレーションシステムの導入チェックシートを作成し、添付してください。



一次チェック 記載例

コージェネレーションシステム導入の検討

■一次チェック

水色のセルについて入力してください。

給湯設備へのコージェネレーションシステム廃熱利用条件をチェックします

1. 用途

建築物の用途は

病院等

2. 設備へ進んでください。

2. 設備

施設には給湯設備が

ある

3. 給湯設備の使用方法へ進んでください。

3. 給湯設備の使用方法

平日はほぼ毎日給湯設備を

使用する

4. 給湯設備の燃料へ進んでください。

4. 給湯設備の燃料

都市ガス又はLPガスを

使用する

5. セントラル給湯設備へ進んでください。

5. セントラル給湯設備

給湯方式は

セントラル給湯方式

二次チェックへ進んでください。

水色セル
回答を入力してください。

オレンジ色セル
次のチェック項目へ進むか、検討終了のどちらかが表示されます。

一次チェックの結果が表示されます。
二次チェックへ進む場合は該当する用途のシートを使用してください。

一次チェックの結果

二次チェックへ進んでください。

二次チェックへ進み、コージェネレーションシステムの廃熱利用の有効利用性について検討してください。

「一次チェックシート」の(注意)に従い、入力します。

水色のセルが入力可能セルです。入力した内容に応じてオレンジ色のセルに次の指示が表示されます。1番のチェック項目から順に回答してください。

チェック途中で「検討は終了です。」と表示された場合は検討終了となります。

検討終了の場合であっても、実際にはコージェネレーションシステムを導入する場合は、二次チェックシート(その他)へ進んでください。

「二次チェックへ進んでください。」と表示された場合は、二次チェックシート記入へ進んでください。二次チェックシートは該当する用途のシートを使用してください。

コージェネレーションシステム導入の検討

二次チェック 記載例 1

■二次チェック

水色のセルに入力してください。

■ホテル

一次チェックの結果、二次チェックを要すると診断された場合には、コージェネレーションシステムの廃熱利用の有効利用性についてチェックします。コージェネレーションシステムの導入が決定している場合は、ステップ1の水色セルは記入せず、ステップ3の1)へ入力してください。

ステップ 1 簡易計算

1) ホテル:宿泊者定員	<input type="text" value="120"/> 床 ①		
2) 日給湯量	<input type="text" value="100"/> L/床 ②	日あたりの給湯量	<input type="text" value="12,000"/> L ③=①×②
3) 給水温度	<input type="text" value="16.08"/> ℃ ④	給湯温度	<input type="text" value="45"/> ℃ ⑤
4) 日あたりの熱量	<input type="text" value="1,452.7"/> MJ ⑥=③×(⑤-④)×4.18605÷1000		
5) 日あたりの廃熱利用量	<input type="text" value="290.5"/> MJ ⑦=⑥×1/5(廃熱依存度)		
6) 時間あたり廃熱利用量	<input type="text" value="8.1"/> kW ⑧=⑦÷3.6(kW/MJ)÷10(時間)		
7) 燃料消費量	<input type="text" value="15.2"/> kW ⑨=⑧÷0.53(小型CGSの廃熱回収率)		
8) 発電出力	<input type="text" value="4.8"/> kW ⑩=⑨×0.318(小型CGSの発電効率平均値)		

↑簡易な計算により想定されるコージェネレーションシステムの発電出力

①
病院等：病床数
ホテル等：宿泊者定員
入力します。

廃熱の有効利用性チェックが表示されます。

ステップ 2 廃熱の有効利用性チェック

発電出力 が5kW よりも小さいため、簡易計算では有効な廃熱利用の可能性は低いといえます。ただし、詳細計算によっては、有効な利用を見込める可能性があります。

ステップ 3 計画におけるコージェネレーションシステムの導入の検討の結果

1) コージェネレーションシステムを導入する場合。

廃熱の利用先	<input type="text"/>
定格出力(合計)	<input type="text"/>
想定年間発電量	<input type="text"/>

2) コージェネレーションシステムを導入しない場合。
導入しない理由を選んでください。(複数選択可)

- 省エネルギー効果が小さいため。
- 費用の負担が大きいため。
- 設置場所がないため。
- その他 ()

1)
廃熱の利用先、定格出力(合計)、
想定年間発電量を入力します。

2)
導入しない理由を選択し、入力し
ます。

「二次チェックシート」の(注意)に従い、入力します。

水色のセルが入力可能セルです。

①病院等の用途の場合は病床数を、ホテル等の用途の場合は宿泊者定員を入力してください。

1)コージェネレーションシステムの導入が見込まれる場合に記入してください。

「廃熱の利用先」、「定格出力(合計)」、「想定年間発電量」を入力してください。

2)導入しない場合に入力してください。

該当するものはプルダウンから☑を選択してください。

その他の場合は自由に記入してください。

コージェネレーションシステムの導入検討 二次チェック記入例 2 工場等の場合

二次チェック 記載例2

コージェネレーションシステム導入の検討
■二次チェック

■工場

温熱需要のある工場については、
 定格発電出力の大きなコージェネレーションシステムを効果的に導入できる可能性があります。
 ステップ3へ進み、1)又は2)へ入力を行ってください。

ステップ 1 簡易計算

①
 入力箇所はありません。

1) ホテル:宿泊者定員 床 ①

2) 日給湯量 L/床 ② 日あたりの給湯量 L ③=①×②

3) 給水温度 °C ④ 給湯温度 °C ⑤

4) 日あたりの熱量 MJ ⑥=③×(⑤-④)×4.18605÷1000

5) 日あたりの廃熱利用量 MJ ⑦=⑥×1/5(廃熱依存度)

6) 時間あたり廃熱利用量 kW ⑧=⑦÷3.6(kW/MJ)÷10(時間)

7) 燃料消費量 kW ⑨=⑧÷0.53(小型CGSの廃熱回収率平均値)

8) 発電出力 kW ⑩=⑨×0.318(小型CGSの発電効率平均値)
 ↑簡易な計算により想定されるコージェネレーションシステムの発電出力

ステップ 2 廃熱の有効利用性チェック

発電出力 が5kW ため、

ステップ 3 計画におけるコージェネレーションシステムの導入の検討の結果
 1)または2)について記入してください。

1) コージェネレーションシステムを導入する場合。
 廃熱の利用先
 定格出力(合計)
 想定年間発電量

1) 廃熱の利用先、定格出力(合計)、
 想定年間発電量を入力します。

2) コージェネレーションシステムを導入しない場合。
 導入しない理由を選んでください。(複数選択可)

省エネルギー効果が小さいため。
 費用の負担が大きいため。
 設置場所がないため。
 その他 (

2) 導入しない理由を選択し、入力
 します。

「二次チェックシート」の(注意)に従い、入力します。

水色のセルが入力可能セルです。

①ステップ1の簡易計算は行いません。

1)コージェネレーションシステムの導入が見込まれる場合に記入してください。

「廃熱の利用先」、「定格出力(合計)」、「想定年間発電量」を入力してください。

2)工場の場合は導入しない場合に入力してください。

該当するものはプルダウンから☑を選択してください。

二次チェック 記載例2

コージェネレーションシステム導入の検討
■二次チェック 水色のセルについて入力してください。

■その他

一次チェックでは廃熱利用条件について非常に有効な条件は見られませんでした。個別に検討を行い、コージェネレーションシステムを導入する場合には、ステップ3へ進み、1)へ入力を行ってください。

ステップ 1 簡易計算

① 入力箇所はありません。

1) ホテル:宿泊者定員 床 ①

2) 日給湯量 L/床 ② 日あたりの給湯量 L ③=①×②

3) 給水温度 °C ④ 給湯温度 °C ⑤

4) 日あたりの熱量 MJ ⑥=③×(⑤-④)×4.18605÷1000

5) 日あたりの廃熱利用量 MJ ⑦=⑥×1/5(廃熱依存度)

6) 時間あたり廃熱利用量 kW ⑧=⑦÷3.6(kW/MJ)÷10(時間)

7) 燃料消費量 kW ⑨=⑧÷0.53(小型CGSの廃熱回収率平均値)

8) 発電出力 kW ⑩=⑨×0.318(小型CGSの発電効率平均値)
 ↑簡易な計算により想定されるコージェネレーションシステムの発電出力

ステップ 2 廃熱の有効利用性チェック

発電出力 が5kW ため、

ステップ 3 計画におけるコージェネレーションシステムの導入の検討の結果

1) コージェネレーションシステムを導入する場合。
 廃熱の利用先
 定格出力(合計)
 想定年間発電量

1) 廃熱の利用先、定格出力(合計)、想定年間発電量を入力します。

2) コージェネレーションシステムを導入しない場合。
 導入しない理由を選んでください。(複数選択可)

省エネルギー効果が小さいため。
 費用の負担が大きいため。
 設置場所がないため。
 その他 ()

「二次チェックシート」の(注意)に従い、入力します。

水色のセルが入力可能セルです。

コージェネレーションシステムの導入が見込まれる場合に限り作成します。

①ステップ1の簡易計算は行いません。

1)コージェネレーションシステムの導入が見込まれる場合に記入してください。

「廃熱の利用先」、「定格出力(合計)」、「想定年間発電量」を入力してください。

4. 再生可能エネルギーを利用するための設備の導入 についての検討

本制度では、「CASBEE 埼玉県」による建築物の環境評価の他に、再生可能エネルギーを利用するための設備の導入について検討し、その検討結果を提出していただきます。

特定建築主は、次に掲げる事項について検討をしてください。

次ページ以降に記載例1（太陽光発電設備の場合）及び記載例2（太陽熱利用設備の場合）を掲載しました。この記載例にならって検討結果を作成し、特定建築物配慮計画に添付してください。

※「再生可能エネルギー」とは太陽光、風力、太陽熱、水力、地熱、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）を熱源とする熱などです。

（1）再生可能エネルギーを利用するための設備の導入についての検討事項

再生可能エネルギーのうち、いずれか1以上のエネルギーについて、導入についての検討を行ってください。

検討事項は以下のとおりです。

- ①当該設備の設置位置及び日照等の条件
- ②設備の仕様
- ③温室効果ガス排出量の年間削減量（CO₂）
- ④設備の設置に係る費用
- ⑤光熱費削減効果
- ⑥その他再生可能エネルギーを利用するため設備を設置するとした場合に必要な検討事項

添付した図面等に設備の位置、形状を明示するとともに、仕様については、見積書、仕様書またはカタログの写し等を添付し、根拠等を明らかにしてください。

（2）検討結果

設備の導入ができないと判断した場合にはその理由を明らかにしてください。

再生可能エネルギーを利用するための設備の導入についての検討結果
(太陽光発電設備について建築物の屋根や屋上などに設置を検討した場合)

1 再生可能エネルギーを利用するための設備の導入についての検討事項

(1) 当該設備の設置位置及び日照等の条件

①導入を検討する設備 太陽光発電設備

②太陽光パネルの設置位置

- ・屋上(別添図面等に図示)
- ・日照条件は問題なし。
- ・設備の耐荷重性能について、屋上は設置可能な構造を有している。

③太陽光パネルの傾斜角度、方位、年間日射量について

- ・方位角 30°
- ・傾斜角度 20.00°
- ・年間日射量 $4.43 \times (\text{kWh}/\text{m}^2 \cdot \text{日}) \times 365 (\text{日}/\text{年}) = 1,616.95 \text{kWh}/\text{m}^2$

※一日の日射量平均値は、NEDO【全国日射量平均値データマップ:MONOSOLA-20】熊谷市のデータによる。(22 ページ参照)

(2)設備の仕様

①太陽光パネルの面積 : 240 m²

②太陽光パネルの発電容量 : 30kW

③年間推定発電電力量 : 30,000kWh/年

$1,616.95 \text{kWh}/(\text{m}^2 \cdot \text{年}) \times 0.7 (\text{設計係数}) \times 30 \text{kW} \div 1 (\text{kW}/\text{m}^2: \text{日射強度}) = \text{約 } 30,000 \text{kWh}/\text{年}$

一般社団法人公共建築協会「建築設備設計基準・平成 27 年版」による

(3)温室効果ガス排出量の年間削減量 (CO₂)

CO₂ 削減量(tCO₂) = 30,000 (kWh/年) × 0.000423 (tCO₂/kWh) = 12.69 (tCO₂/年)

埼玉県 HP 掲載「エネルギー使用量及びエネルギー起源 CO₂ 排出量算定ガイドライン」及び東京電力パワーグリッド(株)CO₂ 排出原単位令和 5 年度の実績による

(4)設備の設置に係る費用 (太陽光発電の設備費及び工事費)

約45,000千円 (うち□×団体からの補助○○○○円)

(5)光熱費削減効果

年間発電量×電力料金予想単価 = 30,000 (kWh/年) × 約 15 (円/kWh) ※ = 450,000 円/年

※東京電力・電気需給約款による電力量料金よりおよその年平均単価を算出した。

2 検討結果 (設備の導入ができないと判断した場合には、その理由を明らかにすること。)

導入する。

記載例（太陽光発電設備）の解説

1 再生可能エネルギーを利用するための設備の導入についての検討事項

(1)当該設備の設置位置及び日照等の条件

- ②太陽光パネルの設置位置については、屋根や屋上に設置を検討するときは、例えば屋根伏図にパネルの位置・形状を明示してください。



- ②設備の耐荷重性能について、屋根または屋上に設置を検討する場合は、設置可能な構造かどうか明記してください。

③年間日射量の計算式

$$\text{年間日射量} = \text{一日の日射量平均値 } 4.43 \text{ (kWh/m}^2 \cdot \text{日)} \times 365 \text{ (日/年)} = 1,616.95 \text{ kWh/(m}^2 \cdot \text{年)}$$

一日の日射量平均値は、NEDO【全国日射量平均値データマップ:MONSOLA-20】のデータによります。例えば熊谷市において、太陽光パネルを方位角 30°、傾斜角 20° の条件で設置する場合、25 ページの表から一日の日射量平均値は 4.43 (kWh/m²・日)となります。

なお、25 ページの表は NEDO のデータを抜粋したものを掲載しています。

データは、こちらのホームページから無償でダウンロードできます。

https://www.nedo.go.jp/seika_hyoka/ZZFF_100041.html

22 ページのデータは1例であり、その他の気象データを活用しても差し支えございません。

(2)設備の仕様

- カタログや仕様書等の資料を参考に、①太陽光パネルの面積、②太陽光パネルの発電容量、③年間推定発電電力量等の仕様を転記してください。

なお、年間推定発電電力量は、財団法人建築環境・省エネルギー機構「建築物の省エネルギー基準と計算の手引」から求めることとなりますが、(一社)公共建築協会「建築設備設計基準:平成 27 年版」239 ページ第 5 節 太陽光発電装置の出力算定 を参考に

<年間推定発電電力量(kWh/年)>

$$= \text{年間日射量 (kWh/m}^2 \cdot \text{年)} \times \text{総合設計係数 (0.69} \sim \text{0.76} = \text{0.7 程度)} \times \text{太陽電池公称出力 (kW)} \div \text{1 (kW/m}^2 \cdot \text{日射強度)}$$

で簡易に求めることができます。

(3)温室効果ガス排出量の年間削減量 (CO₂)

- 埼玉県 HP 掲載「エネルギー使用量及びエネルギー起源 CO₂排出量算定ガイドライン」の 68 ページから目標設定ガス(エネルギー起源 CO₂)排出量=燃料等使用料×排出係数であり、

$$\text{CO}_2 \text{削減量 (tCO}_2\text{)} = \text{電気発電量 (kWh)} \times \text{排出係数 (tCO}_2\text{/kWh)}$$

と求めることができます。

なお、排出係数は、東京電力パワーグリッド(株)の令和 5 年度実績の係数:0.000423 を採用しています。

<https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/calc.html>

埼玉県建築物環境配慮計画作成マニュアル

- 埼玉県 HP 掲載「エネルギー使用量及びエネルギー起源 CO₂排出量算定ガイドライン」は、こちらのホームページから閲覧することができます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/guideline.html>

(4)設備の設置に係る費用

- メーカーからの見積書、カタログまたはホームページから算出を行い、費用を明示してください。
- 設備費及び工事費を含めた費用としてください。

(5)光熱費削減効果

- (2)で求めた年間推定発電電力量(kWh/年)に電力料金予想単価をかけることで、光熱費削減額を簡易に求めることができます。

なお、電力料金予想単価は、契約予定の電気量料金の単価(東京電力と電気の需給契約による)を参考に設定してください。

- 参考:東京電力の約款関係資料

電気供給約款

<http://www.tepco.co.jp/ep/company2/agreement03.html>

電気需給約款(高圧/特別高圧)および各種要綱

<https://www.tepco.co.jp/ep/company2/agreement05.html>

2 検討結果(設備の導入ができないと判断した場合には、その理由を明らかにすること。)

- 「導入しない」または「検討する」場合の理由の例

例1 設置スペースがない。

例2 日照条件等、設置条件を満たせない。

例3 荷重性能を有していない。

例4 設置コストがかかる。

例5 今後の設置を検討する。

例6 その他

参 考

月平均斜面日射量 (kWh/m²・day)

3次メッシュ: 5430,351 地味: 緑色1 緯度: 36° 8.7' 経度: 139° 25.6' 標高: 27m

方位角	傾斜角	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年 1-12月	冬 1月-2月	春 3月-5月	夏 6月-8月	秋 9月-11月
水平面	平均値 (k)	2.97	3.45	4.15	5.23	5.43	5.79	4.96	4.70	3.78	2.99	2.57	2.59	3.92	3.97	4.80	4.82	3.11
	最大値	3.29	3.94	4.64	5.41	6.07	6.37	5.56	5.76	4.24	3.65	2.81	2.73	4.05	3.22	5.24	5.28	3.35
	最小値	2.75	2.71	2.65	2.92	4.42	2.34	4.33	3.48	2.96	2.47	2.11	2.31	3.73	2.78	4.29	4.16	2.89
0°	10°	3.73	4.04	4.56	5.06	5.54	5.83	5.02	4.85	4.02	3.24	3.08	3.17	4.27	3.64	5.06	4.90	3.28
	20°	4.41	4.54	4.87	5.19	5.54	5.76	4.98	4.89	4.17	3.62	3.53	3.79	4.52	4.26	5.20	4.88	3.78
	30°	4.99	4.94	5.07	5.20	5.40	5.59	4.89	4.84	4.24	3.82	3.89	4.31	4.68	4.75	5.22	4.75	3.98
	40°	5.43	5.20	5.15	5.08	5.16	5.34	4.58	4.97	4.21	3.93	4.16	4.72	4.72	5.12	5.12	4.53	4.10
	50°	5.72	5.34	5.08	4.86	4.80	4.91	4.25	4.41	4.09	3.94	4.31	5.00	4.85	5.35	4.91	4.23	4.11
	60°	5.88	5.34	4.90	4.52	4.54	4.60	3.83	4.06	3.87	3.86	4.36	5.14	4.47	5.45	4.58	3.83	4.03
	70°	5.84	5.20	4.60	4.08	3.79	3.15	3.38	3.62	3.37	3.69	4.29	5.14	4.19	5.39	4.16	3.37	3.85
	80°	5.66	4.83	4.19	3.57	3.20	2.66	2.83	3.13	3.20	3.43	4.11	5.00	3.82	5.20	3.65	2.87	3.58
	90°	5.32	4.54	3.68	2.98	2.58	2.17	2.36	2.58	2.77	3.09	3.80	4.72	3.38	4.85	3.48	2.55	3.23
15°	10°	3.70	4.01	4.54	5.05	5.53	5.82	5.02	4.84	4.01	3.23	3.06	3.15	4.25	3.62	5.04	4.89	3.20
	20°	4.38	4.19	4.34	4.16	4.62	4.76	4.98	4.88	4.16	3.60	3.49	3.74	4.50	4.20	5.17	4.87	3.76
	30°	4.90	4.86	5.01	5.16	5.38	5.58	4.84	4.82	4.22	3.79	3.83	4.24	4.64	4.67	5.18	4.75	3.95
	40°	5.31	5.11	5.07	5.03	5.13	5.34	4.59	4.66	4.18	3.88	4.08	4.62	4.67	5.02	5.08	4.53	4.05
	50°	5.69	5.23	5.00	4.80	4.78	4.93	4.16	4.06	3.89	4.22	4.88	4.89	4.59	5.23	4.86	4.23	4.06
	60°	5.71	5.22	4.81	4.47	4.33	4.63	3.86	4.08	3.84	3.89	4.25	5.00	4.41	5.31	4.64	3.84	3.96
	70°	5.67	5.07	4.61	4.04	3.80	3.18	3.40	3.63	3.63	4.17	4.99	4.74	4.24	4.12	4.40	3.78	3.78
	80°	5.48	4.79	4.10	3.54	3.23	2.70	2.86	3.15	3.18	3.35	3.99	4.84	3.77	5.04	3.83	3.41	3.51
	90°	5.14	4.40	3.60	2.99	2.65	2.23	2.38	2.66	2.76	3.03	3.70	4.67	3.34	4.70	3.98	2.42	3.26
30°	10°	3.62	3.85	4.50	5.01	5.52	5.82	5.01	4.82	3.99	3.29	3.00	3.08	4.22	3.55	5.01	4.88	3.43
	20°	4.20	4.37	4.75	5.10	5.49	5.75	4.97	4.86	4.11	3.53	3.38	3.60	4.43	4.05	5.11	4.86	3.67
	30°	4.67	4.69	4.90	5.08	5.35	5.59	4.83	4.79	4.15	3.69	3.68	4.03	4.54	4.46	5.11	4.73	3.84
	40°	5.02	4.89	4.92	4.95	5.11	5.35	4.60	4.62	4.11	3.70	3.89	4.38	4.55	4.75	4.99	4.52	3.92
	50°	5.23	4.96	4.83	4.75	4.76	4.93	4.29	4.36	3.97	3.75	3.95	4.58	4.45	4.92	4.77	4.23	3.90
	60°	5.21	4.82	4.64	4.40	4.35	4.66	3.91	4.04	3.75	3.64	3.99	4.65	4.27	4.96	4.46	3.87	3.79
	70°	5.24	4.75	4.34	4.00	3.66	3.24	3.47	3.64	3.47	3.46	3.80	4.61	4.00	4.87	4.07	3.45	3.60
	80°	5.03	4.47	3.96	3.53	3.34	2.80	3.00	3.20	3.12	3.20	3.69	4.44	3.65	4.65	3.61	3.00	3.33
	90°	4.60	4.03	3.48	3.03	2.82	2.37	2.54	2.70	2.72	2.87	3.40	4.18	3.24	4.31	3.11	2.54	2.96
10°	10°	3.49	3.85	4.42	4.97	5.49	5.81	5.01	4.80	3.95	3.28	3.02	3.07	4.16	3.54	4.96	4.87	3.37
	20°	3.95	4.19	4.69	5.02	5.45	5.74	4.96	4.81	4.04	3.49	3.32	3.39	4.39	3.84	5.03	4.83	3.56

5. 特定建築物環境配慮計画の提出

特定建築物の建築（新築、増築、改築等）をしようとする方（以下「特定建築主」といいます。）は環境への配慮のための計画（以下「特定建築物環境配慮計画」といいます。）を作成し、工事着手予定日の21日前までに知事に提出していただきます。

（1）特定建築物環境配慮計画の提出

特定建築物環境配慮計画は、「特定建築物環境配慮計画書」（様式第5号）に表1に掲げる図書を添えて、正本・副本（各1部）を提出してください。

表1. 建築物環境配慮計画の添付図書

	添付図書	備考
1	CASBEE 埼玉県	①～⑨については、あわせて電子メール等によるエクセルデータの提出をお願いします。（困難な場合は、事前に窓口へ御相談ください。） ⑩コージェネレーションシステムの要否についてはP8「表.省エネ算定基準と適用ソフト」を参照してください。
	① メインシート	
	② 結果シート	
	③ 配慮シート	
	④ スコアシート	
	⑤ 係数シート	
	⑥ 採点シート（Q1～Q3、LR1～3）	
	⑦ 計画書シート	
	⑧ WLC シート	
	⑨ 重点項目シート	
	⑩ コージェネレーションシステムの導入検討チェックシート	
⑪ 再生エネルギー導入の検討結果		
2	CASBEE 埼玉県の評価結果が高得点（4点または5点）である場合の資料	レベル4、5の採点をした項目を中心に、その根拠となる資料を求めます。また、Q3-1でレベル4、5の採点をした場合、別冊評価マニュアルに定める【添付書類】を添付してください。
3	案内図	
4	配置図	外構(緑化)計画がわかるものとしてください。
5	各階平面図	環境に配慮した内容(仕様)がわかるものとしてください。 (場合によって、仕上表、意匠・構造。設備特記仕様書が必要になることがあります。)
6	立面図（2面以上）	
7	断面図（2面以上）	
8	省エネルギー適合判定通知書、計画書及びモデル建物法計算結果等 BPlm、BEI、BEIm が確認できる図書の写し	用途ごとに計画書を作成した場合は用途ごとに必要です。 ※建築物省エネ法の認定申請、適合判定申請先が同一の行政庁である場合は添付の必要はありません。
9	委任状（熊谷市以外は押印不要）	特定建築主に代わって、設計者などが提出を行う場合
10	環境性能表示の根拠資料	分譲マンションの場合 環境性能表示で掲載予定のラベルも添付してください。
11	その他	その他知事が必要と認める資料

※スコアシート、高得点の根拠資料などは、各評価項目ごとにインデックスを添付する等どの項目の資料か判別が容易となるよう作成してください。

(2) 特定建築物環境配慮計画の変更の届出

特定建築物環境配慮計画に記載されている事項を変更する場合は、「特定建築物環境配慮変更計画書」（様式第6号）により正本・副本（各1部）及び「特定建築物環境配慮計画書」の副本を添えて提出してください。

添付図書は、表1のうち変更に係る図書及び電子データのみとします。

提出時期は次のとおりとします。

- ① 特定建築物の概要又は特定建築物の建築に係る環境への負荷の低減に関する事項を変更する場合は、変更に係る工事着手予定日の15日前まで
- ② 特定建築主の氏名又は名称及び住所（法人にあっては、その代表者）、特定建築物の名称及び所在地を変更する時は、変更後速やかに

(3) 工事完了の届出

特定建築物の建築に係る工事が完了した日から15日以内に、「特定建築物工事完了届出書」（様式第7号）を届け出てください。（1部）

※ 特定建築主に代わって、設計者等が届出を行う場合は、委任状を添付してください。

※ 分譲マンションの場合は「特定マンション工事完了環境性能表示チェックリスト」を添付してください。

※ 特定建築主が建築物環境配慮計画の提出又は変更の届出若しくは工事完了の届出を行わない場合は、知事は期限を定めて当該提出・届出を行うべきことを勧告することができます。また、勧告に従わなかったときは、その旨を公表する場合がありますのでご注意ください。

(4) 勧告

特定建築主が建築物環境配慮計画の提出又は変更の届出若しくは工事完了の届出を行わない場合は、知事は期限を定めて当該提出・届出を行うべきことを勧告することができます。

また、勧告に従わなかったときは、その旨を公表する場合がありますのでご注意ください。

■届出先

建築場所の市町村を管轄する県内3か所の建築安全センター、秩父駐在の窓口[※]に直接提出してください。熊谷市内の計画は熊谷市へ提出してください。

○川越建築安全センター

川越市新宿町1-17-17 ウェスタ川越 公共施設棟 4階

TEL：049-243-2102 MAIL：r4321022@pref.saitama.lg.jp

○熊谷建築安全センター

熊谷市新堀500（熊谷県土整備事務所内）

TEL：048-533-8775 MAIL：k3387764@pref.saitama.lg.jp

秩父駐在

秩父市下影森1002-1（秩父県土整備事務所内）

TEL：0494-22-3777 MAIL：k3387762@pref.saitama.lg.jp

○越谷建築安全センター

越谷市越ヶ谷4-2-82（越谷合同庁舎内）

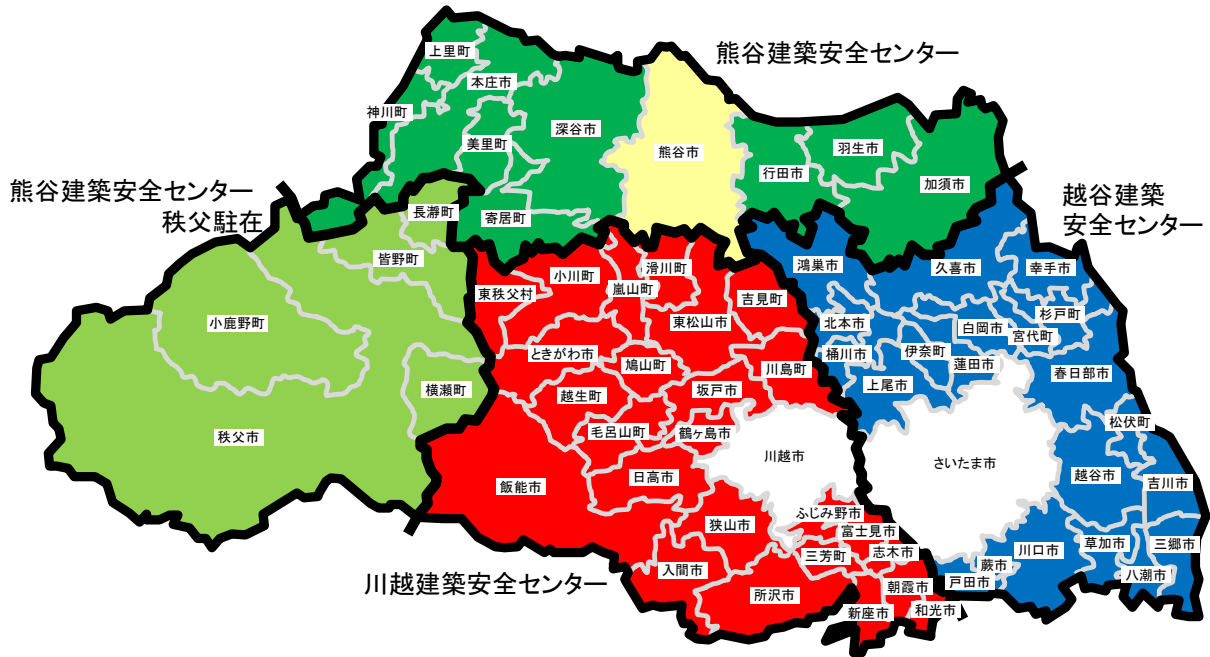
TEL：048-964-5294（建築安全担当） MAIL：q6452602@pref.saitama.lg.jp

○熊谷市 建築審査課

熊谷市中曾根654-1（大里庁舎内）

TEL：0493-39-4809（審査係）

特定建築物環境配慮計画の提出先

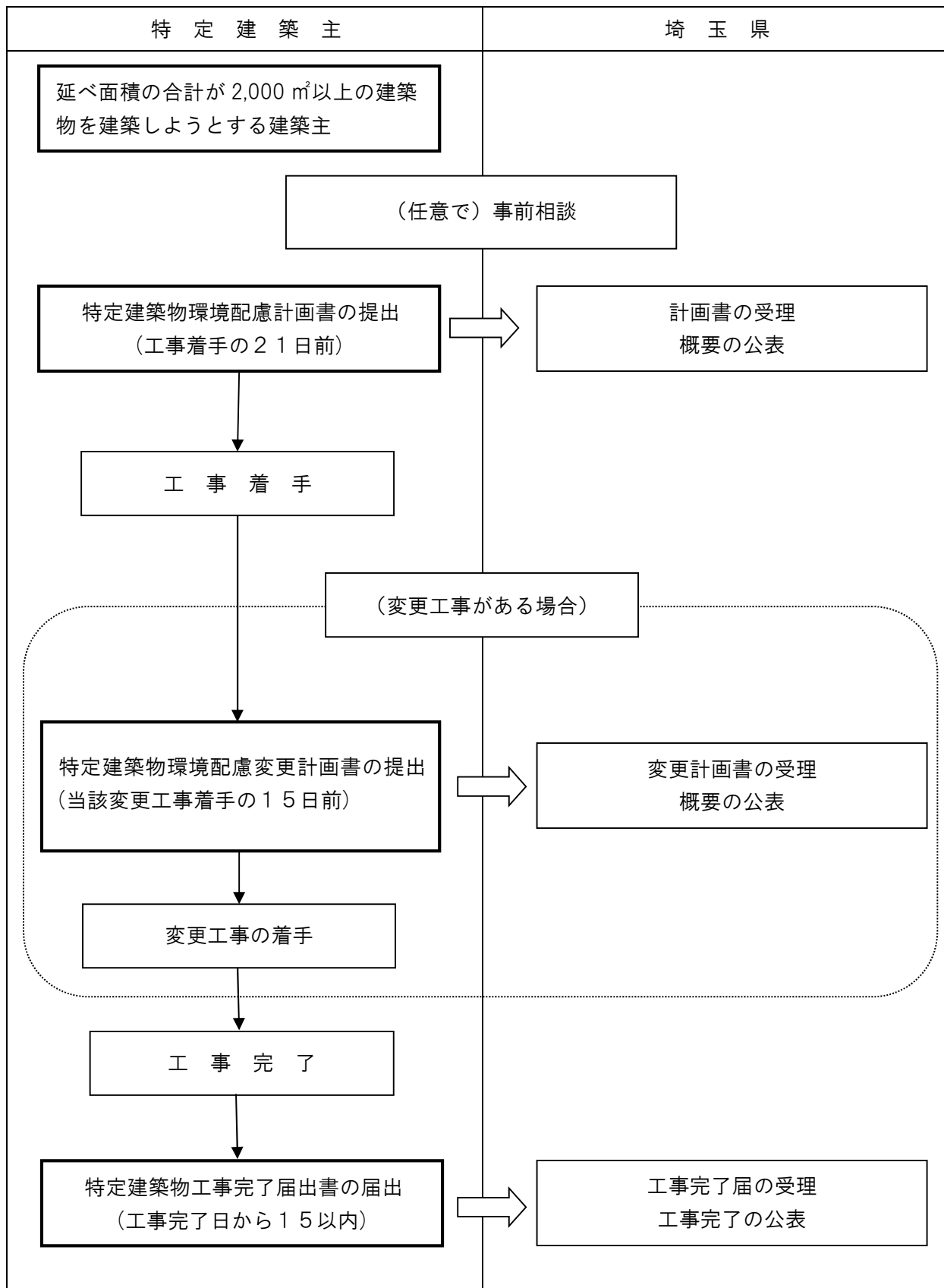


提出先	市町村
川越建築安全センター	<p><u>所沢市</u> <u>狭山市</u> <u>新座市</u></p> <p>朝霞市 入間市 志木市 飯能市 日高市 富士見市 ふじみ野市 和光市 坂戸市 鶴ヶ島市 東松山市 小川町 越生町 川島町 ときがわ町 滑川町 鳩山町 三芳町 毛呂山町 吉見町 嵐山町 東秩父村</p>
熊谷建築安全センター	<p>加須市 行田市 羽生市 深谷市 本庄市 神川町 上里町 美里町 寄居町</p>
(秩父駐在)	<p>秩父市 小鹿野町 長瀨町 皆野町 横瀬町</p>
越谷建築安全センター	<p><u>川口市</u> <u>越谷市</u> <u>上尾市</u> <u>草加市</u> <u>春日部市</u> <u>久喜市</u></p> <p>桶川市 北本市 鴻巣市 幸手市 杉戸町 戸田市 蓮田市 松伏町 三郷市 八潮市 吉川市 蕨市 白岡市 伊奈町 宮代町</p>
市町村	<p><u>熊谷市</u> (平成28年4月1日以降。)</p>

※川越市及びさいたま市の区域はそれぞれの行政庁で独自の制度がありますので除外します。

※ で囲んだ所沢市、狭山市、新座市、熊谷市、川口市、越谷市、上尾市、草加市、春日部市、久喜市の10特定行政庁の区域では、建築物省エネ法に基づく適合判定申請、認定申請は各市の担当窓口となります。

手続の流れ



6. 特定建築物環境配慮計画書等の公表

提出していただいた建築物環境配慮計画書等の内容は、担当窓口及び埼玉県のホームページで公表します。

公表する内容は次のとおりです。

- (1) 建築物の名称及び所在地
- (2) 建築物の概要
- (3) 建築物の建築主及び設計者
- (4) 建築物の環境への負荷の低減等に関する事項、性能評価結果
C A S B E E 埼玉県の
 - ①結果シート
 - ②重点項目の検討結果
 - ③スコアシート
- (5) 再生可能エネルギーの検討結果
- (6) 工事完了日（工事完了予定日）

※公表期間はおおむね5年間とします。

埼玉県地球温暖化対策推進条例（抄）

平成21年4月1日施行

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則（抄）

平成21年4月1日施行 ※改正部分を赤字で示す。

埼玉県地球温暖化対策推進条例	埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則
<p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、埼玉県環境基本条例（平成六年埼玉県条例第六十号）第三条に定める基本理念にのっとり、地球温暖化対策に関し必要な事項を定め、県、事業者、県民、環境保全活動団体等が協働して地球温暖化対策を推進することにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる低炭素社会を実現し、もって良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 地球温暖化 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号。以下この条及び第五十条第三項において「法」という。）第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。</p> <p>二 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（第八条第一号及び第二号並びに第四章において「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）その他の地球温暖化の防止又は地球温暖化への適応を図るための取組をいう。</p> <p>三 温室効果ガス 法第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。</p> <p>四 温室効果ガスの排出 法第二条第四項に規定する温室効果ガスの排出をいう。</p> <p>五 再生可能エネルギー 太陽光、風力その他規則で定めるエネルギーをいう。</p> <p>六 環境保全活動団体 法第三十八条第一項の規定により知事が指定する埼玉県地球温暖化防止活動推進センター（第五十条第一項及び第二項において「県センター」という。）その他の環境の保全に寄与する活動を行うことを主たる目的として組織された団体をいう。</p>	<p>地球温暖化対策の推進に関する法律（抄）</p> <p>第2条</p> <p>1～2(略)</p> <p>3 この法律で「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 二酸化炭素 二 メタン 三 一酸化炭素 四 ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの 五 パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの 六 六ふっ化硫黄 七 三ふっ化窒素 <p>4 この法律において「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう</p> <p>(再生可能エネルギー)</p> <p>第一条 埼玉県地球温暖化対策推進条例（平成二十一年埼玉県条例第九号。以下「条例」という。）第二条第五号の規則で定めるエネルギーは、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 太陽熱 二 バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）を熱源とする熱 三 水力 四 地熱

第四章 建築物の新築等に係る環境への配慮

(建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等)

第十八条 建築物の新築、増築又は改築(次条第二項各号及び第二十条第一項において「新築等」という。)をしようとする者(次条第一項及び第二十二條の三第一項において「建築主」という。)は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、建築物に係るエネルギーの使用の合理化、資源の適正な利用その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(建築物対策指針の策定)

第十九条 知事は、建築主が温室効果ガスの排出の抑制等を図るために講ずべき措置に関する指針(以下この条及び次条において「建築物対策指針」という。)を定めるものとする。

2 建築物対策指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の新築等をする場合におけるエネルギーの使用の合理化に関すること。
- 二 建築物の新築等をする場合における資源の適正な利用に関すること。
- 三 その他建築物の新築等をする場合における温室効果ガスの排出の抑制等に関すること。

3 知事は、建築物対策指針を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(特定建築物環境配慮計画の作成等)

第二十条 建築物の規則で定める規模以上の新築等しようとする者(以下この章及び第十二章において「特定建築主」という。)は、規則で定めるところにより、建築物対策指針に基づき、環境への配慮のための計画(以下この章及び第五十六条第一項第四号において「特定建築物環境配慮計画」という。)を作成し、規則で定めるところにより知事に提出しなければならない。特定建築物環境配慮計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。

五 前各号に掲げるもののほか、原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を熱源とする熱以外のエネルギーであって、知事が別に定めるもの

建築物対策指針

平成21年7月24日
埼玉県告示 第1051号

「建築主が温室効果ガスの排出の抑制等を図るために講ずべき措置に関する指針」

(特定建築物)

第九条 条例第二十条第一項の規則で定める規模は、新築の場合にあつては床面積の合計が二千平方メートル、増築又は改築の場合にあつては当該増築又は改築に係る床面積の合計が二千平方メートルとする。

(特定建築物環境配慮計画の作成等)

第十条 条例第二十条第一項の規定による特定建築物環境配慮計画の作成は、様式第五号の特定建築物環境配慮計画書によりしなければならない。

2 特定建築主は、前項の規定により特定建築物環境配慮計画を作成し、又は変更しようとするときは、建築物対策指針に基づき、再生可能エネルギーを利用するための設備の導入について検討し、その結果を特定建築物環境配慮計画に添付しなければならない。

(特定建築物環境配慮計画に係る工事の完了の届出)

第二十一条 特定建築主は、特定建築物環境配慮計画に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより速やかに知事に届け出なければならない。

(特定建築物環境配慮計画等の公表)

第二十二条 知事は、第二十条第一項の規定により特定建築物環境配慮計画が提出されたとき、又は前条の規定により特定建築物環境配慮計画に係る工事の完了の届出がされたときは、規則で定めるところにより遅滞なくその内容を公表するものとする。

2 条例第二十条第一項前段の規定による特定建築物環境配慮計画の提出は、当該特定建築物環境配慮計画に係る工事の着手の予定の日の二十一日前までにしなければならない。

3 条例第二十条第一項後段の規定による変更後の特定建築物環境配慮計画の提出は、様式第六号の特定建築物環境配慮変更計画書により、当該変更に係る工事の着手の予定の日の十五日前までにしなければならない。

4 条例第二十条第一項の規則で定める軽微な変更は、次のいずれにも該当するものとする。

- 一 床面積の変更を伴わない変更
- 二 外壁、窓等を通しての熱の損失の値の変化を伴わない変更
- 三 温室効果ガスの排出の抑制等を図るための措置の変更を伴わない変更

建築物対策指針 第3

再生可能エネルギーを利用するための設備の導入についての検討

- (1)設備の設置位置及び日照等の条件
- (2)設備の仕様
- (3)温室効果ガス排出量の年間削減量
- (4)設備の導入に要する費用
- (5)設備の導入による光熱費削減効果
- (6)設備を設置するとした場合に必要な検討事項

(特定建築物の工事の完了の届出)

第十一条 条例第二十一条の規定による工事の完了の届出は、当該工事が完了した日から十五日以内に様式第七号の特定建築物工事完了届出書によりしなければならない。

(特定建築物環境配慮計画等の公表)

第十二条 条例第二十二条の規定による特定建築物環境配慮計画若しくは工事の完了の届出の内容の公表又は条例第二十二条の五の規定による建築物環境性能表示の表示の届出の内容の公表は、次に掲げる方法により、当該特定建築物環境配慮計画若しくは工事の完了の届出又は当該建築物環境性能表示の表示の届出が提出された年度の翌年度の四月一日から起算して五年を経過する日までとする。

- 一 インターネットの利用
- 二 各建築安全センター（所管区域内の建築物に係るものに限る。）における備置き

<p>(表示基準の策定)</p> <p>第二十二條の二 知事は、建築物のうち、その全部又は一部が構造上数個の部分に区分され、それぞれの部分を独立して住居の用に供することができる建築物で規則で定めるもの（以下この章において「特定マンション」という。）について、特定建築物環境配慮計画における環境への配慮に係る性能の評価の表示（以下この章において「建築物環境性能表示」という。）に関する基準（以下この章並びに第五十六條第一項第五号及び第六号において「表示基準」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 知事は、表示基準を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。</p> <p>(建築物環境性能表示の表示)</p> <p>第二十二條の三 第二十条第一項の規定により特定建築物環境配慮計画が提出された特定マンションの建築主（以下この章において「特定マンション建築主」という。）は、当該特定マンションの販売を目的とする広告（規則で定めるものに限る。）をしようとするとき、又は他人に当該特定マンションの販売の代理若しくは媒介をさせた場合において、当該販売の代理若しくは媒介をする者（以下この条及び第二十二條の六において「販売代理者等」という。）が当該広告をしようとするときは、規則で定める日までの間、表示基準に基づき、これらの広告中に当該特定マンションの建築物環境性能表示を表示し、又は販売代理者等をして表示させなければならない。</p> <p>2 特定マンション建築主は、前項に規定する広告以外の当該特定マンションの販売を目的とする広告をしようとするとき、又は他人に当該特定マンションの販売の代理若しくは媒介をさせた場合において、販売代理者等が当該広告をしようとするときは、規則で定める日までの間、表示基準に基づき、これらの広告中に当該特定マンションの建築物環境性能表示を表示し、又は販売代理者等をして表示させることができる。</p>	<p>(特定マンション)</p> <p>第十二條の二 條例第二十二條の二第一項の規則で定める建築物は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める建築物とする。</p> <p>一 新築の場合 住居の用に供する部分（当該住居の用に供する部分に係る廊下、階段その他その共用に供すべき部分を含む。次号において同じ。）の床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物</p> <p>二 増築又は改築の場合 増築又は改築に係る住居の用に供する部分の床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物</p> <p>(建築物環境性能表示の表示を要する広告)</p> <p>第十二條の三 條例第二十二條の三第一項の規則で定める広告は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特定マンションの分譲価格及び住居の用に供する部分の間取りが表示されているものとする。</p> <p>一 新聞紙、雑誌、ビラ、パンフレットその他これらに類するものに掲載される広告（広告に係る面積が六万二千三百七十平方ミリメートル以下であるものを除く。）</p> <p>二 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）で作成される広告</p> <p>三 インターネットを利用する広告</p> <p>(建築物環境性能表示の表示等の期間の終期)</p> <p>第十二條の四 條例第二十二條の三第一項及び第二項並びに第二十二條の六の規則で定める日は、特定マンションの新築等に係る工事が完了した日から一年を経過する日とする。</p>
--	---

(建築物環境性能表示の表示の届出)

第二十二條の四 特定マンション建築主は、前條第一項又は第二項の規定により建築物環境性能表示を最初に表示し、又は最初に表示させたときは、そのいずれか早い日から規則で定める日まで、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。建築物環境性能表示を変更して最初に表示し、又は最初に表示させたときも、同様とする。

(建築物環境性能表示の公表)

第二十二條の五 知事は、前條の規定により届出がされたときは、規則で定めるところにより遅滞なくその内容を公表するものとする。

(環境への配慮に係る性能の評価の説明)

第二十二條の六 特定マンション建築主及び販売代理者等は、第二十二條の三第一項に規定する特定マンションを販売しようとするときは、規則で定める日までの間、当該特定マンションを購入しようとする者に対し、当該特定マンションの特定建築物環境配慮計画における環境への配慮に係る性能の評価について説明するよう努めなければならない。

(表示の制限)

第二十二條の七 何人も、第二十二條の三に規定する場合のほか、表示基準に基づく表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

第十二章 雑則

(適用除外)

第五十三條 市町村が定める地球温暖化対策の推進のための条例の規定の内容が、この条例の趣旨に即したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものとして知事が認めるときは、規則で定めるところにより、当該市町村の条例の規定に相当するこの条例の規定は、当該市町村の区域においては、適用しない。

(建築物環境性能表示の表示の届出)

第十二條の五 條例第二十二條の四の規則で定める日は、同條のそのいずれか早い日（同條後段の場合にあつては、変更後の建築物環境性能表示を最初に表示し、又は最初に表示させた日のいずれか早い日）から十五日を経過する日とする。

2 條例第二十二條の四の規定による届出は、様式第七号の二の建築物環境性能表示の表示（変更）届出書によりしなければならない。

(適用除外)

第二十九條 條例第五十三條の規定により適用しないこととする条例の規定は、次の表の上欄に掲げる市町村の区域について、同表の下欄に掲げるとおりとする。

市 町 村	条 例 の 規 定
さいたま市	第四章
川越市	第四章及び第四十一条第一項

第五十四条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定事業者、特定建築主、自動車の販売業者、第三十条第一項に規定する事業者、大規模荷主、大規模集客施設事業者、第三十六条に規定する事業者又は特定電気機器等販売事業者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入検査等)

第五十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、特定事業者、特定建築主、自動車の販売業者、第三十条第一項に規定する事業者、大規模荷主、大規模集客施設事業者、第三十六条に規定する事業者又は特定電気機器等販売事業者の事業所その他必要な場所（特定事業者が連鎖化事業者である場合にあっては、当該特定事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る場所を含む。）に立ち入り、機械、設備、自動車、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させることができる。ただし、特定事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る場所に立ち入る場合においては、あらかじめ、当該加盟者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定により立入検査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第五十六条 知事は、事業者又は特定建築主が次のいずれかに該当すると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

一～二 (略)

三 第十六条第二項、第二十一条、第二十二条の四又は第四十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第二十条第一項の規定による特定建築物環境配慮計画の提出をせず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(身分証明書)

第三十条 条例第五十五条第二項の身分を示す証明書の様式は、様式第十四号のとおりとする。

<p>五 第二十二條の三第一項の規定による表示をしなかったとき、若しくはさせなかったとき、又は虚偽の表示若しくは表示基準に違反する表示をしたとき、若しくはさせたとき。</p> <p>六 第二十二條の三第二項の規定による表示をする場合又はさせる場合において、虚偽の表示若しくは表示基準に違反する表示をしたとき、又はさせたとき。</p> <p>七～十二 (略)</p> <p>十三 前条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。</p> <p>2 知事は、第二十二條の七の規定に違反した者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>(公表)</p> <p>第五十七條 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第五十八條 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第二十条から第二十二條まで、第四十一條、第四十二條及び次項の規定 平成二十一年十月一日</p> <p>二(略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 平成二十一年十月一日前に建築基準法第六條第一項若しくは第六條の二第一項の規定による確認の申請又は同法第十八條第二項の規定による通知がされた建築物については、第二十条から第二十二條までの規定は、適用しない。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第九條から第十二條まで及び第二十五條から第二十九條までの規定 平成二十一年十月一日</p> <p>二(略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2(略)</p>
---	---

<p>附 則(平成二十三年三月十八日条例第二十九号)</p> <p>1 この条例は、平成二十三年七月一日から施行する。 ただし、第四章中第二十二條の次に六條を加える改正規定中第二十二條の二に係る部分は、公布の日から施行する。</p> <p>2 改正前の埼玉県地球温暖化対策推進条例第二十条第一項の規定により特定建築物環境配慮計画が提出された建築物については、改正後の同条例第二十二條の三から第二十二條の六までの規定は、適用しない。</p> <p>附 則(平成二十八年八月十二日条例第四十六号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則(平成二十三年三月十八日規則第十四号)</p> <p>この規則は、平成二十三年七月一日から施行する。 ただし、第十二條の次に四條を加える改正規定中第十二條の二に係る部分は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成二十六年三月二十四日規則第十一号)</p> <p>この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二十五條及び様式第十四号(裏面)の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成二十七年六月五日規則第五十四号)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正前の埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則(平成二十七年九月二十九日規則第六十六号)</p> <p>この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。</p> <p>附 則(平成二十九年三月二十一日規則第十二号)</p> <p>この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。</p> <p>附 則(平成三十一年二月十五日規則第三号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(令和二年六月十九日規則第五十八号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(令和二年十一月十七日規則第八十一号)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の際現に改正前の第二十七條第四号から第六号までの規定により付されている表示については、改正後の第二十七條の規定にかかわらず、令和三年十月三十一日までは、なお従前の例によることができる。</p> <p>附 則(令和三年三月三十日規則第三十一号)</p> <p>1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、様式第一号から様式第十三号までの改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正前の埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則(令和三年十二月三日規則第七十八号)</p> <p>この規則は、令和四年六月一日から施行する。ただし、附則に一項を加える改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(令和五年三月三十一日規則第二十二号)</p>
---	---

様式第5号（第10条関係）

特定建築物環境配慮計画書

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

提出者 主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

〔 個人事業者にあつては、住所
及び氏名 〕

電話番号

特定建築物環境配慮計画を作成したので、埼玉県地球温暖化対策推進条例第20条第1項前段の規定により、次のとおり提出します。

建築物の名称 及び所在地	フリガナ 名称 所在地			
建築物の 概要	工事の種類別	<input type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 増築	<input type="checkbox"/> 改築
	床面積の合計	新築等に係る部分 (m ²)	その他の部分 (m ²)	合計 (m ²)
	用途			
	構造			
	高さ及び階数	() m (地上 階、地下 階)		
工事着手予定年月日	年 月 日			
工事完了予定年月日	年 月 日			
環境性能評価結果	別添のとおり			
再生可能エネルギー 利用設備の導入検討結果	別添のとおり			
設計者	設計会社名			
	設計者氏名	電話番号		
※ 受付 処理 欄	住所			
	※ 受付年月日	※		
	年 月 日	備		
	※ 整理番号	考		

注 ※印の欄には、記載しないこと。

埼玉県建築物環境配慮計画作成マニュアル

様式第6号（第10条関係）

特定建築物環境配慮変更計画書

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

提出者 主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

〔 個人事業者にあつては、住所
及び氏名 〕

電話番号

特定建築物環境配慮計画を変更したので、埼玉県地球温暖化対策推進条例第20条第1項後段の規定により、次のとおり提出します。

建築物の名称 及び所在地	フリガナ 名称 所在地		
特定建築物環境配慮計画 提出年月日	年 月 日		
変更内容	変更前		
	変更後		
変更の理由			
変更工事 着手予定年月日	年 月 日	変更工事 完了予定年月日	年 月 日
環境性能評価結果	別添のとおり		
再生可能エネルギー 利用設備の導入検討結果	別添のとおり		
設計者	設計会社名		電話番号
	設計者氏名 住所		
※ 受付 処理 欄	※ 受付年月日	※ 備 考	
	年月日		
	※ 整理番号		

注 ※印の欄には、記載しないこと。

様式第7号（第11条関係）

特定建築物工事完了届出書

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

届出者 主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

〔 個人事業者にあつては、住所
及び氏名 〕

電話番号

特定建築物環境配慮計画に係る工事が完了したので、埼玉県地球温暖化対策推進条例第21条の規定により、次のとおり届け出ます。

建築物の名称 及び所在地	フリガナ 名称 所在地		
特定建築物環境配慮計画 提出年月日	年 月 日		
工事完了年月日	年 月 日		
※ 受付 処理 欄	※ 受付年月日	※ 備 考	
	年 月 日		
	※ 整理番号		

注 ※印の欄には、記載しないこと。

埼玉県地球温暖化対策推進条例（平成21年埼玉県条例第9号）第19条第1項の規定に基づき、建築主が温室効果ガスの排出の抑制等を図るために講ずべき措置に関する指針を次のとおり定め、公布の日から施行する。ただし、第3及び第4の規定は、平成21年10月1日から施行する。

平成21年7月24日

埼玉県知事 上 田 清 司

建築主が温室効果ガスの排出の抑制等を図るために講ずべき措置に関する指針

第1 趣旨

この指針は、埼玉県地球温暖化対策推進条例（平成21年埼玉県条例第9号。以下「条例」という。）第19条第1項の規定に基づき、建築主が温室効果ガスの排出の抑制等を図るために必要な事項を定めるものである。

第2 建築主が講ずるよう努めなければならない措置

建築主が温室効果ガスの排出の抑制等を図るために講ずべき措置は、次に掲げる事項に関する措置とする。

- 1 建築物の新築等をする場合におけるエネルギーの使用の合理化に関すること
 - (1) 建築物の熱負荷抑制
 - (2) 再生可能エネルギー利用
 - (3) 設備システムの高効率化
 - (4) 効率的運用
- 2 建築物の新築等をする場合における資源の適正な利用に関すること
 - (1) 水資源保護
 - (2) 非再生性資源の使用量削減
 - (3) 汚染物質含有材料の使用回避
- 3 その他建築物の新築等をする場合における温室効果ガスの排出の抑制等に関すること
 - (1) 敷地外環境への配慮
 - ア 地球温暖化への配慮
 - イ 地域環境への配慮
 - ウ 周辺環境への配慮
 - (2) 室外環境（敷地内）保全・向上への配慮
 - ア 生物環境の保全と創出
 - イ まちなみ・景観への配慮
 - ウ 地域性・アメニティへの配慮
 - (3) 室内環境の向上
 - ア 音環境の向上
 - イ 温熱環境の向上
 - ウ 光・視環境の向上
 - エ 空気質環境の向上
 - (4) サービス性能の向上

- ア 機能性の向上
- イ 耐用性及び信頼性の向上
- ウ 対応性及び更新性の向上

第3 再生可能エネルギーを利用するための設備の導入についての検討

- 1 条例第20条第2項の規定に基づき、特定建築主が再生可能エネルギーを利用するための設備の導入について検討する事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 再生可能エネルギーを利用するための設備の設置位置及び日照等の条件
 - (2) 再生可能エネルギーを利用するための設備の仕様
 - (3) 再生可能エネルギーを利用するための設備の導入による温室効果ガス排出量の年間削減量
 - (4) 再生可能エネルギーを利用するための設備の導入に要する費用
 - (5) 再生可能エネルギーを利用するための設備の導入による光熱費削減効果
 - (6) その他再生可能エネルギーを利用するための設備を設置するとした場合に必要となる検討事項
- 2 検討の結果、再生可能エネルギーを利用するための設備の導入ができないと判断した場合には、その理由を検討結果に明記する。

第4 環境性能評価結果

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成21年埼玉県規則第19号）様式第5号の特定建築物環境配慮計画書及び同規則様式第6号の特定建築物環境配慮変更計画書に添付する環境性能評価結果は、知事が別に定める建築物の総合的な環境性能を評価する方法（「C A S B E E 埼玉県」）によるものとする。

建築主が温室効果ガスの排出の抑制等を図るために講ずべき措置に関する指針

第2 建築主が温室効果ガスの排出の抑制等を図るため講ずべき措置について（例示）

1 建築物の新築等をする場合におけるエネルギー使用の合理化に関すること

配慮事項	配慮する内容(例示)
(1) 建築物の熱負荷抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁、屋根における断熱性の高い工法・資材等の採用 ・窓部に省エネルギー性の高い複層ガラス等の採用
(2) 再生可能エネルギー利用	<ul style="list-style-type: none"> ・トップライトの設置 ・太陽光発電や太陽熱利用設備の設置
(3) 設備システムの高効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・空調システム、換気システム及び照明システム等の高効率化
(4) 効率的運用	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング(建築物で消費されるエネルギー消費量の計測・計量システム)の構築 ・建築物のエネルギー消費量が少なくなるような運用管理体制の構築

2 建築物の新築等をする場合における資源の適正な利用に関すること

配慮事項	配慮する内容(例示)
(1) 水資源保護	<ul style="list-style-type: none"> ・給水設備における節水の仕組み ・雨水利用システムの導入
(2) 非再生性資源の使用量削減	<ul style="list-style-type: none"> ・強度の高い材料を使用することによる材料使用量の削減 ・既存建築躯体の継続使用 ・躯体材料におけるリサイクル材の利用 ・持続可能な森林から産出された木材の使用
(3) 汚染物質含有材料の使用回避	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質を含まない材料の使用

3 その他建築物の新築等をする場合における温室効果ガス排出の抑制等に関すること

(1) 敷地外環境の配慮

配慮事項	配慮する内容(例示)
ア 地球温暖化への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の建設時から解体時までの CO2排出量(ライフサイクル CO2排出量)の低減
イ 地域環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内から発生する大気汚染の防止 ・敷地外への熱的負荷影響の低減 ・雨水排水負荷低減
ウ 周辺環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音や振動の防止 ・悪臭の防止 ・建築物の配置・形状による風害・日照阻害の抑制

(2) 室外環境(敷地内)保全・向上への配慮

配慮事項	配慮する内容(例示)
ア 生物環境の保全と創出	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の緑地の確保 ・建築物の屋上や外壁の緑化

イ まちなみ・景観への配慮	・良好な景観の形成
ウ 地域性・アメニティへの配慮	・地域性のある材料の使用 ・空間や施設機能の提供による地域貢献 ・敷地内に緑地や水面を確保すること等による敷地内温熱環境の向上

(3) 室内環境の向上

配慮事項	配慮する内容(例示)
ア 音環境の向上	・開口部遮音性能の高い窓のサッシュ等の使用 ・吸音性の高い内装材の使用
イ 温熱環境の向上	・日射遮蔽性能及び断熱性能の高い窓、外壁、屋根及び床の採用
ウ 光・視環境の向上	・効率的な昼光利用 ・適切な照明計画
エ 空気質環境の向上	・建築物及び設備から発生する汚染物質の最小化 ・十分な換気量の確保

(4) サービス性能の向上

配慮事項	配慮する内容(例示)
ア 機能性の向上	・バリアフリーへの配慮 ・室内の広さ及び天井高さの確保 ・維持管理に配慮した設計
イ 耐用性及び信頼性の向上	・高い耐震性能又は免震性能 ・耐用年数の長い躯体材料、仕上げ材等の使用
ウ 対応性及び更新性の向上	・階高・荷重についてゆとりの確保 ・空間の形状について自由度の確保 ・空調配管、給排水管及び通信回線等、設備の更新性の確保

埼玉県建築物環境配慮計画作成マニュアル

平成 21 年 7 月 初版
平成 21 年 8 月 改訂
平成 22 年 9 月 改訂
平成 24 年 4 月 改訂
平成 25 年 9 月 改訂
平成 27 年 3 月 改訂
平成 28 年 1 月 改訂
平成 29 年 1 月 改訂
令和 8 年 4 月 改訂

埼玉県都市整備部建築安全課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

TEL : 048-830-5519

FAX : 048-830-4887

(表紙：県立浦和高校)

太陽光発電などによる自然エネルギーの導入、屋上緑化、暖房負荷を低減する断熱改修やサッシのペアガラス化等を効果的に組み合わせて、エコ改修工事を実施しました。